



武富士会社更生による過払増加影響と 再生計画並にする為の弁済率

武富士会社更生申し立てによる過払い増加影響

・ 過払い返還計画…当初ADR計画(527億)⇒現状計画(559億)

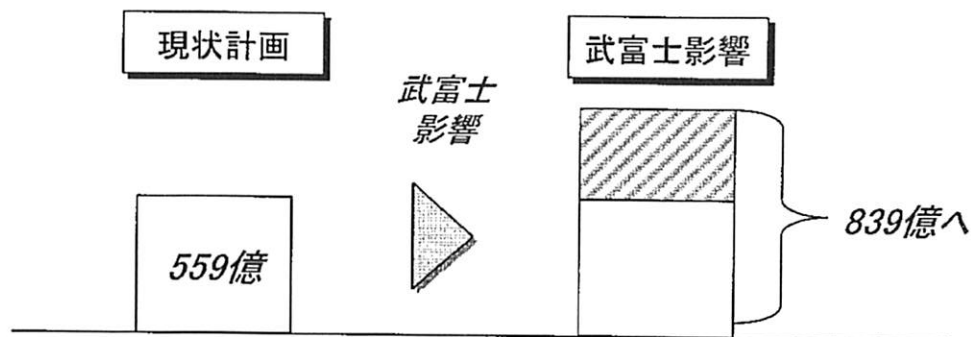
- 当初ADR計画では2011年3月期(本年度)の過払返還計画は527億
- 昨今の過払い増請求加によって、債権者に説明の上で同計画を559億に上方修正
- ADR計画遂行上も現状計画通りの過払金に抑える必要がある。

・ 武富士の会社更生によって過払請求が150%~200%に増加

- 直近でも既に履歴開示請求が増加しており、業界各社でも武富士会社更生によって業界全体で150%~200%に過払請求が増加すると見ている。
- この増加は6ヶ月程度は継続すると見られる。

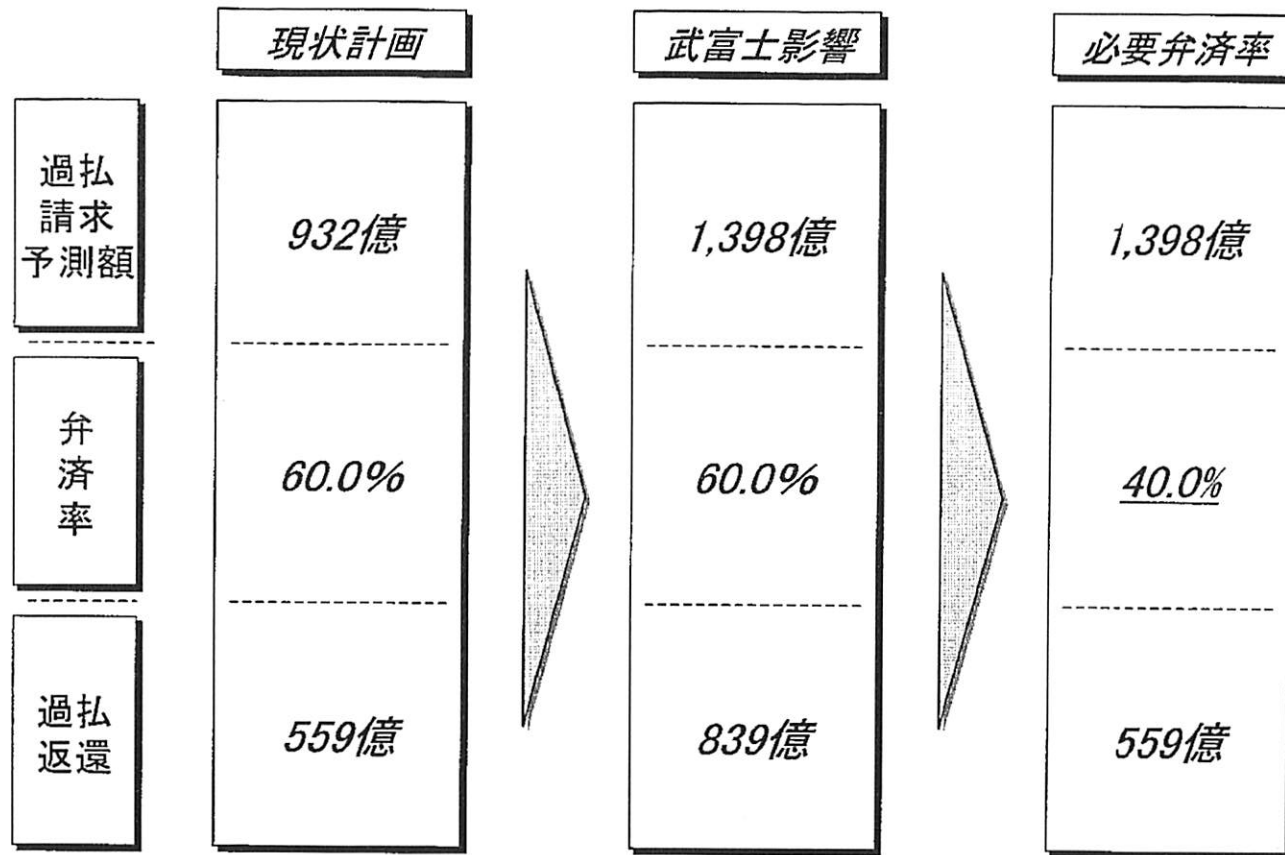
・ 武富士会社更生による過払い返還計画への影響…800億へ増加

- 現状過払い計画…559億
- 武富士影響後の見込み…839億
(請求200%が6ヶ月継続)



現状計画並にする為に必要な弁済率 … 40% (訴訟含)

- ・ 現状計画並の過払い返還(559億)にする為には、弁済率を60%⇒40%に低下させなければならない。



※武富士会社更生の影響として、請求が200%の状態が6ヵ月継続するとして試算



正味財産を全て潜在過払債権者に 充てた場合の支払余力

仮に武富士並みの潜在過払:約2兆が存在した場合の支払余力

- 仮に、武富士と同等規模の過払債権者が存在した場合の過払債務額 … 約2兆円
 - 現在、武富士会社更生に関する一連の報道で、1.5～2.5兆円規模の潜在過払が存在するとされています。
 - 当社では、詳細な試算は行っていませんが、同等の会社規模である事からしても、同程度の潜在過払が存在すると見えています。
 - アイフルの正味財産 … 3,534億 (支払可能額)
 - 純資産 : 1,226億
 - 利息返還損失引当金 : 2,308億 2009年2Q時点(キャッシュアウト分のみ)
 - 過払債権者への支払可能弁済率 … 約17%
 - 債権者への支払を一切行わない前提で、過払債権者にアイフル全財産をもって支払うとした場合の支払い可能弁済率は…
 - 3,534億(正味財産) ÷ 約2兆円(潜在過払債務額) = 約17%(支払可能弁済率)
- 仮にアイフルで、武富士と同等規模の潜在過払債権者が存在した場合の支払可能弁済率は約17%であり、17%以上では全財産をもってしても、全ての過払債権者に公平に支払いを行う事はできない。
- 尚、金融債務を含めた場合は、更に弁済率が低下する。



平成22年10月25日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号: 8515 東証第1部)
問合わせ先 業 務 部 長 竹倉 耕平
TEL 03-4503-6050 (広報課)

経営体質強化策実行のお知らせ

当社グループは、本年6月の貸金業法の完全施行や、引き続き高位にて推移している利息返還負担等、消費者金融事業を取り巻く困難な事業環境を受け、現在、事業再生ADRによる金融支援を頂きながら、希望退職者募集による約2,100名の人員削減や、約320店のローン事業店舗を削減する等、事業再生計画に基づいた経営基盤強化を進めております。

これらの抜本的な事業再構築に向けた取り組み、コスト削減により、事業再生計画は順調に推移しておりますが、先般の大手消費者金融会社による会社更生法適用の申請等、当社グループを取り巻く足元の経営環境を踏まえ、更なるコスト削減による経営体質強化策を実行いたします。

【記】

1. 無人店舗の削減

当社の無人店舗634店(平成22年9月30日現在)を、平成23年3月末までに30店削減し、604店とする予定です。なお、有人店舗につきましては現状の28店を維持する予定です。

2. テレビCMの休止

広告宣伝費の削減を目的として、11月1日より当面の間テレビCMを休止します。

3. 業績に与える影響

店舗削減により平成23年3月期に1億円程度の特別損失が発生する見込みです。

以 上



平成22年11月24日

各位

会社名 アイフル株式会社
代表名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号: 8515 東証第1部)
問合わせ先 業務部長 竹倉 耕平
TEL 03-4503-6050 (広報課)

更なる経営体質強化策実行のお知らせ

当社は、本年10月25日付け「経営体質強化策実行のお知らせ」にて公表いたしましたとおり、テレビCMの休止・無人店舗の削減等、コスト削減による経営体質強化策を実行しております。

しかしながら、大手消費者金融会社の会社更生法手続きの影響による利息返還請求の大幅増加懸念等、消費者金融業界を取り巻く事業環境は、より厳しさを増す可能性があり、更なるコスト削減・業務効率化を目的としてグループ会社を含めた経営体質強化策を実行いたします。

【記】

1. コンタクトセンター東日本の閉鎖

当社グループの債権管理・回収拠点である、コンタクトセンター東日本（東京都多摩市）に設置している、当社及び株式会社ライフの債権管理・回収部門を平成23年6月末までに、順次コンタクトセンター西日本（滋賀県草津市）へ統合・集約し、コンタクトセンター東日本を閉鎖いたします。

2. コンタクトセンター東日本の閉鎖に伴う非正社員の削減

コンタクトセンター東日本の閉鎖に伴い、同センターに勤務している当社及び株式会社ライフの非正社員（約270名）の雇用契約を終了いたします。

3. 株式会社ライフの融資専用カード「ライフプレイカード」取扱い中止

株式会社ライフの消費者金融事業「ライフプレイカード」の取扱いを平成23年3月下旬に中止いたします。

これにより、株式会社ライフは主力事業であるクレジットカード事業に経営資源を集中させ、経営体質強化を図ってまいります。

4. 業績に与える影響

当社は、貸金業法施行による影響や、利息返還請求の増加懸念等、不確定要素が多く、現時点では合理的な業績予想の算出が困難であるため、平成23年3月期の業績予想の開示を行っておりません。本施策に伴う業績への影響を含め、期中において業績予想の開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

以上



平成22年12月1日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号: 8515 東証第1部)
問合わせ先 業 務 部 長 竹倉 耕平
TEL 03-4503-6050 (広報課)

グループ再編（子会社の分割・吸収合併）にかかる基本方針に関するお知らせ

アイフル株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社ライフ（以下「ライフ」といいます。）、株式会社シティズ（以下「シティズ」といいます。）、株式会社シティグリーン（以下「シティグリーン」といいます。）、株式会社マルトー（以下「マルトー」といいます。）の5社は、本日開催の取締役会において、平成23年4月1日（予定）を効力発生日としたグループ再編（会社分割・吸収合併）にかかる基本方針を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当該グループ再編（会社分割・吸収合併）の具体的なスケジュール、その他詳細につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

【記】

1. グループ再編の目的

当社グループは平成18年1月の最高裁判決を契機とした利息返還請求の増大、サブプライムローン問題に端を発した金融不況、本年6月に完全施行された貸金業法による総量規制等、厳しい経営環境に対応すべく、消費者金融子会社の譲渡や事業再生ADR手続を通じた金融支援を受けながら、組織統合や拠点統廃合に伴う人員削減等を内容とする抜本的なコスト構造改革による事業再構築に取り組んでおります。

これら抜本的なコスト構造改革を実行するとともに、事業再生計画における事業再構築の方針に基づき、当社グループの組織及び事業を、選択と集中の観点から出来る限り集約化し、中核事業に経営資源を集中するためのグループ再編を実行いたします。

具体的には、消費者金融事業は「アイフル」ブランドに、信販・クレジットカード事業は「ライフ」ブランドに集約し、それぞれの知名度を生かした事業展開を図ります。また、これら事業分野の集約のほか、事業者金融事業のシティズ・シティグリーン、不動産賃貸事業のマルトーを当社に吸収合併します。

これらのグループ再編の実行により、本社機能・間接部門の統廃合、債権管理回収部門の統合等、グループ全体での事業効率の向上を図ってまいります。

2. グループ再編の要旨

(1) ライフの会社分割

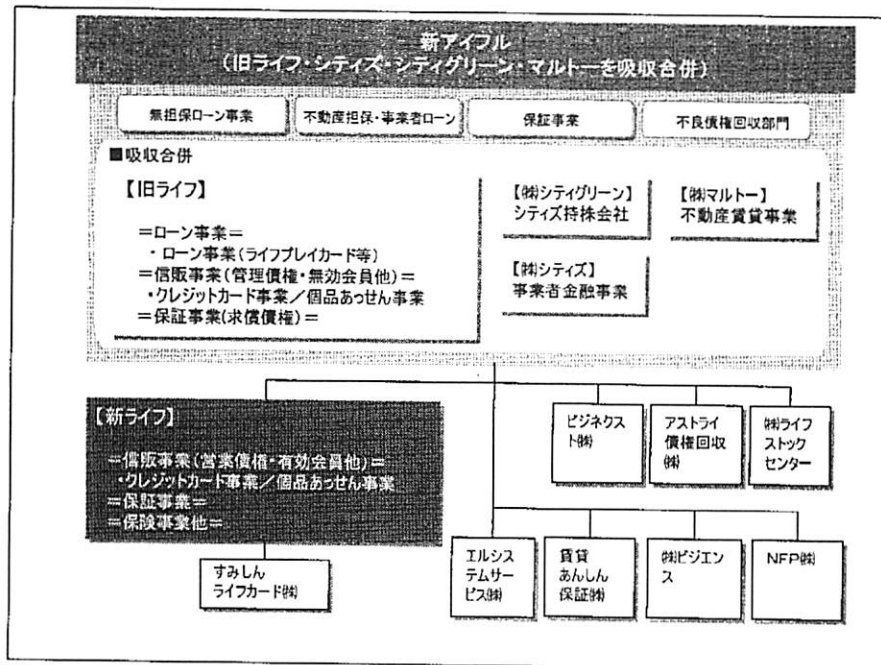
ライフが100%出資し本年7月に設立した新会社「ライフカード株式会社」(以下「新ライフ」といいます。)が、信販事業に必要な許認可(包括信用購入あっせん業登録、貸金業登録等)申請をした上で、ライフの信販事業(クレジットカード事業、個品あっせん事業)・ライフにて提携済みの保証事業・保険事業等について、平成23年4月1日(予定)を効力発生日とし、会社分割(吸収分割の方式)により新ライフへ承継させます。

また、新ライフへ承継する事業以外の、ローン事業(ライフプレイカード事業)・信販事業の管理債権・保証事業における求償債権等、会社分割後のライフ(以下「旧ライフ」といいます。)は次項記載のとおり当社へ吸収合併します。

(2) 当社を存続会社とした吸収合併方式によるその他グループ会社の事業統合

平成23年4月1日(予定)を効力発生日とし、旧ライフ・シティズ・シティグリーン・マルトーの4社を対象とした当社への吸収合併方式による事業統合を実施します。

3. グループ再編イメージ



4. 今後の見通し

当社は、貸金業法施行の影響や、利息返還請求の増加懸念等、不確定要素が多く、現時点では合理的な業績予想の算出が困難であるため、平成23年3月期の業績予想の開示を行っておりません。本件に伴う業績への影響を含め、期中において業績予想の開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

5. 当事会社の概要（平成 22 年 9 月 30 日現在）

(1)名称	アイフル株式会社	株式会社ライフ
(2)所在地	京都府京都市下京区烏丸通五条上る 高砂町381-1	横浜市青葉区花田西一丁目3番地20
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福田 吉孝	代表取締役社長 磯野 和幸
(4)事業内容	消費者金融事業	信販事業・消費者金融事業
(5)資本金	143,324百万円	70,000百万円
(6)設立年月日	昭和53年2月11日	昭和23年3月4日
(7)発行済株式数	238,685,568株	1,400,068株
(8)純資産	142,498百万円	58,664百万円
(9)総資産	701,825百万円	335,708百万円
(10)決算期	3月31日	3月31日
(11)大株主および特株比率	株式会社アドタイム 19.88% 福田吉孝 12.40% 株式会社丸高 5.14%	アイフル株式会社 95.88%

(1)名称	株式会社マルトー	株式会社シティズ	株式会社シティグリーン
(2)所在地	京都市下京区烏丸通五条上る 高砂町381-1	滋賀県草津市西大路町1-1	滋賀県草津市西大路町1-1
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宗竹 政美	代表取締役社長 宗竹 政美	代表取締役社長 宗竹 政美
(4)事業内容	不動産賃貸事業	事業者金融事業	株式会社シティズの特株会社
(5)資本金	70百万円	700百万円	100百万円
(6)設立年月日	昭和56年5月21日	昭和44年5月29日	平成1年3月1日
(7)発行済株式数	140,000株	3,050,000株	2,000株
(8)純資産	△1,598百万円	△961百万円	386百万円
(9)総資産	6,514百万円	14,975百万円	389百万円
(10)決算期	3月31日	3月31日	3月31日
(11)大株主および特株比率	アイフル株式会社 100.00%	株式会社シティグリーン 57.80% アイフル株式会社 42.20%	アイフル株式会社 100.00%

以上